

次期「北海道アウトドア活動振興推進計画」の策定について

1 現在の北海道アウトドア活動振興推進計画の概要

(1) 「北海道アウトドア活動振興条例」第7条に基づく計画（平成20年3月策定）

「北海道アウトドア活動振興条例」(抜粋)

(振興推進計画)

第7条 知事は、アウトドア活動の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アウトドア活動の振興の推進に関する計画を定めなければならない。

(2) 計画期間

平成30年度～平成32年度（令和3年度）の3年間

(3) 計画の目的

中期的視点に立ち、「北海道アウトドア活動振興条例」の目的であるアウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため

(4) 内容

- ・ アウトドア活動振興に関する道施策の基本方向・展開方向
- ・ アウトドアガイド、事業者、道民などに期待される役割
- ・ 計画の推進体制 など

2 新しい計画の策定にあたっての論点

(1) アウトドア活動の振興を図るうえでの視点（条例の基本理念）

(2) アウトドア活動を巡る情勢等（前回策定時からの変化）

- ・ 「オリパラ」以降
- ・ 新たな体験型観光の潮流（AT）等
- ・ 【今次計画でポイントとしたこと】

体験型観光の重要な要素のひとつとして位置づけ
北海道アウトドア資格制度や有資格者・事業者のPR
アウトドア事業者の経営体質強化に向けた取組方向
地元観光事業者や同業者との連携

<参考：前回の改定スケジュール>

日にち	実施事項	内容
H29. 7.12	第1回観光審議会	考慮する点について協議
H29. 8.25	関係部課への意見照会（たたき台）	
H29. 8.31	アウトドア推進会議①	意見交換
H29.10.19	原案作成 委員への意見照会	
H29.11. 2	素案作成 委員へ送付	
H29.11.21	アウトドア推進会議②	
H29.11.27	食観委員会に素案を報告	
H29.12.25～ H30. 1.25	パブリックコメント 関係部課への意見照会（素案）	
H30. 2. 7	アウトドア推進会議③	計画案についての意見交換
H30. 2.15	第3回観光審議会	
H30. 3.19	食観委員会に素案を報告	
H30. 3.30	計画の決定	